<報告事項>

新型コロナウィルス感染症拡大状況を踏まえたコミュニティバス・コミュニティタクシー 運行事業者への運行計画変更に係る要請後の状況について

1 コミュニティバスについて

運行事業者である西武バス株式会社から、他の路線バスと同様に運行計画の見直しは行わないとの判断が示されたことから、運行計画の変更は行わない。

2 コミュニティタクシー (大沼・栄町・鈴木町ルート) について

①運行事業者との検討内容

コミュニティタクシーは、買い物や通院等の生活交通の充実に向けた、外出支援のための地域の 生活交通手段である。それを踏まえ、不要不急の外出自粛及び外出抑制の観点から、コミュニティ タクシー全てのルートにおいて運行計画を変更する方向で検討を進めた。

- ・運行の時間について 通際や買い物等の不要不負い外の外出を長小限に抑える
 - 通院や買い物等の不要不急以外の外出も最小限に抑えるために、公共交通サービスを絞っていく。
- ・変更開始時期について 市民等への周知や運行計画変更の認可等の手続きを経て、可能な限り早い時期に開始する。
- ・運行再開時期について 新型コロナウィルス感染症の収束事態に応じて、運行事業者等と協議する。

②運行計画の変更内容及び期間

- ・変更内容:午後(13時以降)の便を全て運行休止
- ・変更期間:令和2年5月11日(月)~7月中旬の概ね2か月間(予定)

3 南西部地域のコミュニティタクシー実証実験運行の休止について

① 運行休止の理由

- ・緊急事態宣言が出されるなど、異常事態が長期化している状況では適正な利用状況や将来的 な利用見込みが把握できないため
- ・不要不急の外出自粛及び外出抑制の観点から、社会的要請としての対応を図るため

②運行休止期間及び再開時期

- ・休止期間:令和2年5月11日(月)~7月31日(金)
- ・再開時期:人の動きや日常生活が正常な状況になるなど、新型コロナウィルス感染症の収束 事態を適正に見極めながら、運行事業者等と協議する。

4 運行事業者

- ・コミュニティバス: 西武バス㈱
- ・コミュニティタクシー 大沼ルート・鈴木ルート:トーショー交通株式会社

栄町ルート : 小平交通有限会社